

参加と協働のまちづくりに向けた高津区役所の取組について

高津区の目指す参加と協働のまちづくり

市民活動やボランティア活動の広がりや社会的評価の高まりを受けて、98年12月にはNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉、まちづくり、環境、国際協力など、様々な分野で市民による新たな活動が活発に展開されています。そして、これまで行政セクターや企業セクターによって担われていた分野にも、市民活動団体が「新しい公共」の担い手として登場し、多様な社会的なサービスが供給されつつあります。

このような動きの背景には、社会経済環境の急激な変化と、従来のように行政のみに公共財やサービスの提供を独占的に委ねてきたことの限界性があります。今後は、NPOなどの市民活動団体を自治体のパートナーとして位置づけ、積極的に協働関係を構築していくことが求められています。そして、行政として市民活動との形式的なパートナーシップのあり方を見直し、ともに対等なパートナーとして豊かな地域社会を築いていけるような関係づくりが必要です。そのためにも、自律的な市民活動団体がより創造的な活動が展開できるような施策展開、必要に応じた支援、そして、応答性の高い行政スタイルへの転換が求められています。

自治基本条例において、区長は参加と協働により地域の課題を的確に把握し迅速な解決を行い（第20条第2項第1号）、市民活動を尊重しその支援に努める役割を担うとされています（同条第2項第3号）。高津区では、こうした状況を踏まえ、「新しい公共」をつくる営為を協働ととらえ、自治基本条例第32条に規定された協働推進の施策整備等を視野に入れ、区の自主執行予算である協働推進事業費の展開基本方針に掲げた5つの基本目標の一つとして、「参加と協働による地域の視点を活かしたまちづくり」を設定し、様々な取組を積極的に展開しています。

1 高津区協働事業提案事業

(1) 目的

市民の視点・発想を活かし、行政と協働で地域の課題を解決する
市民が主体的に事業に参加することにより、「新しい公共」を創出する

(2) 概要（事業スケジュール）

市民活動団体等から地域の課題を解決するための提案を募集する（前年11月）
応募した団体は、公開プレゼンテーションにおいて提案を発表し、外部の有識者で構成する選考委員会における選考を踏まえて、最終的に区長が選定する（2月）
選定された団体は、区役所と役割分担などを協議し、契約書にまとめ、提案事業を区役所と協働で実施する（4月～）

(3) 課題

区の役割が広報と場の提供となっていて、求められる協働の形とは異なる事業もある
委託契約行為と協働の関係性に乖離がある
複数年かけて実施する必要がある事業をどのように継続していくか
職員の協働に関する見識を深める必要がある

<平成19年度実施事業>

- ・子育て懇談会開催事業（NPO法人フリースペースたまりば）
乳幼児期から思春期までの子どもを持つ保護者を対象にした相談などができる子育て懇談会を、子ども夢パークと区役所などで開催する。
- ・子育て情報紙発行プロジェクト（子育て支えあいネットワーク満）
市民主催のイベントや行政の情報などを網羅した子育て情報紙を発行する。
- ・もの忘れ地域ネットワーク事業（ぐるーぶ麦）
若年認知症と軽度認知障害の人を対象にしたサロンの開設や認知症予防教室の開催、ボランティアマップの作成などを行う。
- ・高津区石造物等歴史資産調査事業（高津シルバーガイドの会）
区内にある庚申塔（こうしんとう）や狛犬、地藏尊などの石像物の現況を調査し、報告書を作成する。

2 高津区協働推進事業外部評価事業

(1) 目的

行政内部の事業評価にはない外部の視点による評価を行う
事業のより踏み込んだ改善と評価を通じた市民との協働の推進を図る

(2) 概要（事業スケジュール）

協働推進事業の中で、一定の事業規模があり、見直しにより新たな展開が期待できるものについて、評価団体を募集する
評価団体の選定は、協働事業提案制度と同様に、外部の有識者で構成する選考委員会の選考を踏まえて行う
選定された団体がアンケート調査や関係者ヒアリング等を通して、事業評価を行う

(3) 課題

評価団体の応募が想定より少なく、結果として二年連続同じ団体が選考された
評価対象事業の事業費と評価費用を比較考量した場合の費用対効果

<評価事業>（評価団体）

- ・高津区役所窓口サービス改善関係事業（NPO法人ぐらす・かわさき）平成19年度
- ・たかつ区健康福祉まつり（NPO法人参加型システム研究所）平成19年度
- ・高津区まちづくり推進事業（NPO法人ぐらす・かわさき）平成18年度
- ・高津安全・安心まちづくり支援事業（NPO法人参加型システム研究所）平成18年度
- ・高津区子ども総合支援事業（NPO法人ままとんきっず）平成18年度

3 高津区まちづくり推進事業

(1) 目的

区民、市民活動団体、行政の間に立って、相互の橋渡しを行う中間支援的な活動を行う
「まちづくりビジョン」等の広範なまちづくりの理念を着実に実践する

(2) 概要

人材の育成（市民活動リーダー等養成講習会の開催、体験学習の実施）
市民活動の場の提供（後述）
情報の提供（「キラリたかつニュース」の発行、市民活動支援のホームページ、区内の人的・資金的資源、及び場等の蓄積を図った「高津区協働推進バンク」の構築）

交流・連携の促進（市民活動交流会「市民活動見本市2007」の開催）

(3) 課題

中間支援的事業の充実・強化

主要な推進主体である「まちづくり協議会」の運営の更なる効率化・自立化

4 市民活動支援拠点の整備

(1) 目的

今後シニア世代を中心に市民活動がますます活発化することを踏まえ、市民活動がより活発に行われるよう、場の提供を行う

「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」(平成18年3月策定)等に基づき、市民活動支援のための拠点整備を行う

各施設の有効活用の観点から、一元的な情報発信や備品の共通利用、人的な交流促進などを図るために、ネットワーク化を図る

(2) 概要

「市民活動等支援拠点の整備及びネットワーク化の基本方針」を策定（別紙参照）

区拠点（区役所）及び準拠点（市民館及び同橋分館）を整備（下図参照）

こども文化センター（7館）を地域拠点として位置づけ

市民活動支援拠点に関するホームページの立ち上げ等によるネットワーク化の推進

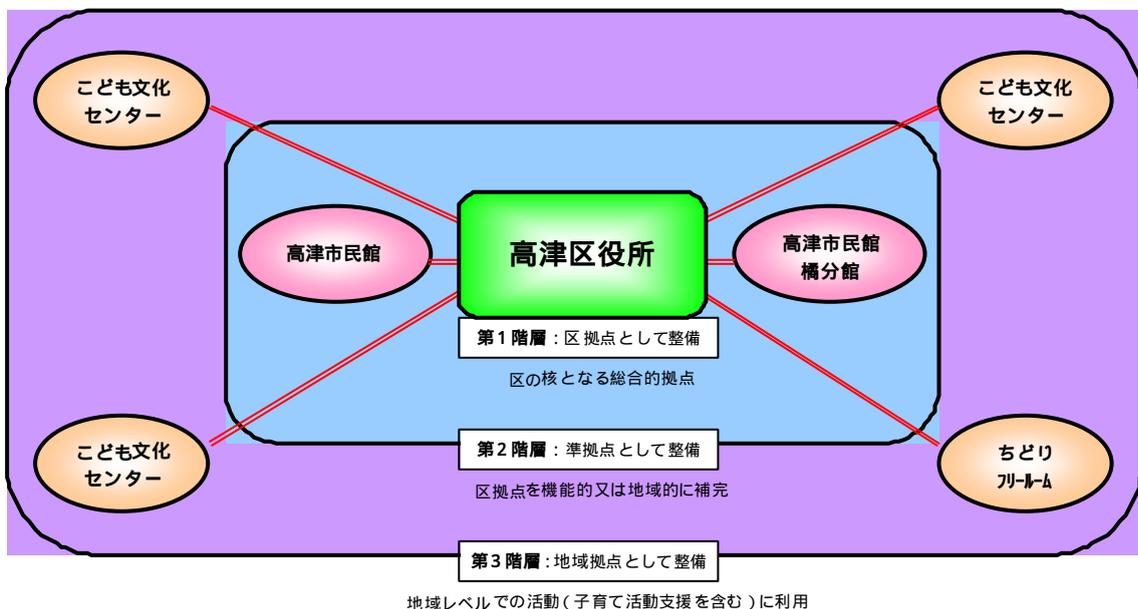
(3) 課題

各拠点の利用拡大及び適正な運用

市民活動の進展状況や地域バランス等に応じた拠点機能の充実化の検討

中間支援組織による自立的な運営

区における市民活動支援拠点のネットワーク化のイメージ



別紙資料

- ・平成19年度高津区協働事業提案事業募集案内
- ・平成19年度高津区協働推進事業外部評価団体募集要項
- ・第4期高津区まちづくり協議会組織図
- ・「キラリたかつニュース 30」 2007年3月1日発行
- ・「高津区における市民活動等支援拠点の整備及びネットワーク化の基本方針」
- ・市民活動支援ルームオープン時のチラシ